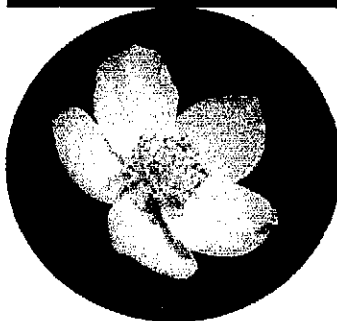


「一般廃棄物・産業廃棄物  
の区分と現状の問題点」



産廃コンサルティング総合事務所代表  
北村 亨（一廃、産廃の実務経験者）

一廃・産廃の区分と現状の問題点

- 1-① 現行法の法的な位置づけ
- ② 日常的な実行上の問題点
- 2-① 解決すべき問題点の具体例
- ② 現行区分による弊害
- 3-① 災害廃棄物に関連した問題
- ② 解決のための対応策と方向
- 4 まとめ

## 1-①現行法の法的な位置づけ

- ・現行の廃棄物処理法では、廃棄物の内で、産業廃棄物を先ず定義付けし、この産業廃棄物以外は、全てを一般廃棄物と定義している。
- ・さらにその物の個別に廃棄物の処理責任を明確にし、規定している。

4

- ・すなわち産業廃棄物に該当する廃棄物は、原則として当該物を排出する事業者処理責任がある。

例外：建設工事では元請業者とする。

- ・一般廃棄物に該当する廃棄物は、排出場所を管轄する区市町村に処理責任がある。
- ・そのため産廃以外の廃棄物は包括的に区市町村に処理責任がある。
- ・現行の廃掃法の問題がここに集約される。

## 1-② 日常的な実行上の問題点

- ・区市町村の処理責任とされる一般廃棄物の対象物は多種類で多岐品目にわたる。
- ・ところが、当該区市町村の行政区域内の廃棄物中間処理施設の種類と能力はごくごく限定的である。(焼却、溶融、破碎、圧縮等の施設)
- ・現行の廃棄物の区分と処理責任において、各区市町村では処理不能となる多種多様な一般廃棄物が日々発生している実態がある。

6

問題の根源は廃棄物処理法の制定時に遡る。

すなわち

①産廃物の位置付けを「事業活動に伴って排出」と「産業分類表の業種」により産業廃棄物を分類し規定した矛盾にある。

②産廃以外の全ての廃棄物を一般廃棄物と規定し、区市町村に基本的な処理責任を負わせた事にある

## 2-①解決すべき問題点の具体例

### 第一に、

- ・過去の法改正により、「産業分類表の業種」では規定不能な多種類の廃棄物が発生した
  - ・業種ではなく用途又は発生の場所でもって定義付けした産業廃棄物の品目が発生した
  - ・例示として、木くずの「貨物流通上の木製パレット」であり、「動物系固形物の不要物」である
  - ・輸入廃棄物も業種の例外規定の適用である。
- ・廃棄物の分類について、「業種限定が物又は発生場所」に移行した物が発生したことになる。

8

### 第二に、

- ・安定型埋立処分場にて処理が容認されているにも関わらず、管理型埋立処分場での処分が義務付けられた物が発生した
- ・石膏ボード、シュレッダーくずなどが該当
- ・安定型廃棄物であっても、熱しやく減量の測定で有機性廃棄物の混入率が、わずか5%を超えると管理型埋立が義務付けられる

### 第三に、

- ・一般廃棄物処理業者の事業範囲は、当該許可を受けた市町村の行政区域とされる。これは緊急の廃棄物処理の大きな制約となる。処理困難物の処理の制約要件となる。
- ・東日本大震災による災害廃棄物の処理、及び行政区域外の資源化リサイクル処理施設利用においては大きな制約となっている

## 2-② 現行の区分による弊害は何か

- ・一般廃棄物であっても、区市町村の「処理計画」上の位置付けがない場合には、市町村では処理不能な一般廃棄物が発生する。
- ・これらの処理には、個別の行政指導(問い合わせ等の手間をかけること)に委ねられている実態がある。
- ・一般廃棄物の行政区域に拘束されるため、行政区域を超えた資源化又は適正処理が抑制される実態がある。

- ・住民が、当該処理困難物を産業廃棄物の処理方法又は処理施設の能力があるからと、単純に産廃として処理委託することは困難。
- ・産廃処理業者側は、許可された事業範囲を逸脱して一廃を処理することになり、許可範囲違反又は無許可営業に問われかねない。
- ・行政指導、行政処分を受けても対抗できない事態に追い込まれる。善意が仇となる。

- ・そのため、産廃の業種区分の見直しを行う
- ・紙くず、木くず、繊維くずは、  
「特定の事業活動」⇒「あらゆる事業活動」へ区分を移行する
- ・事業活動の区分移行を当面の優先課題とする
- ・区分移行により、可燃物の多くが産廃となり燃料化が促進され、資源化が促進される。

- ・各区市町村は、行政責任において処理困難物の処理責任を回避せずに明確に示す事。
- ・個別品目の処理先の業者団体名を含めて告示などにより具体的に明示する必要がある。
- ・従来は処理先不明のまま処理方法を提示すだけの無責任な処理回避事例が多い。  
「水銀入り血圧計等」の処理が典型事例。

### 3-①災害廃棄物に関連した問題点

14

- ・廃棄物処理法の問題点が東日本大震災により赤裸々に露呈してしまった
- ・自然災害により発生した廃棄物は、事業活動に伴う発生物ではないため、現行法では産業廃棄物とは認められない
- ・自然災害とは、地震、津波、山火事、洪水、火山活動、土砂崩れ、土石流等の災害。
- ・同様に、漂着ごみ、散乱ごみも一廃となる。
- ・現行法は災害廃棄物を一般廃棄物としている

- ・排出物の形態、性状が産業廃棄物に類似していても、法制度上は、産廃ではなく一般廃棄物の扱いである
- ・既存の区市町村の狭い範囲の地域と施設の処理能力では災害廃棄物は、能力的にも処理体制でも処理が困難な現実の実態がある。
- ・原則と実態には大きな乖離と落差があり、災害ごみは制度面で絶対的に処理困難となる

- ・この大震災の直後に、環境省は災害廃棄物を撤去するため、「特例」の通知、指針を次から次と発令した。
- ・期間限定、地域限定の特別措置法、特例通知である。
- ・現行廃掃法の基本は堅持の上、その運用の幅を広げたに過ぎない。
- ・災害廃棄物の処理責任は、地元市町村とする仕組みは変更なしである。



- ・地元市町村の処理能力で対応不能な災害廃棄物について、「特定一般廃棄物」と定義付けた
- ・既存の産廃業者、許可を持たない者でも、災害廃棄物の処理を受託する場合の特別措置の法令も出た
- ・現状では当該手続きを承認されてはじめて、産廃処理業者等は災害廃棄物処理の受託が可能となる

### 3-②解決の対応策と方向

- ・廃棄物処理の行政担当者は、現行の廃棄物処理法に多くの矛盾点を感じている
- ・今回の東日本大震災により、この矛盾点がさらに増殖したことと思われる
- ・災害廃棄物のみならず、通常の家庭生活で排出される廃棄物の中に、市町村では処理困難な物が多々ある  
事例：独居老人世帯の死後の家財道具は一般廃棄物であるが、区市町村で対応するケースはあるのか。
- ・適正処理を担保する制度には、行政の曖昧さを排除し、市町村の処理責任を明確にする必要がある

- ・まずは適正処理の行政責任、「魁より始めよ」
- ・例えば、水銀血圧計が焼却工場に搬入され、排ガスの基準超過により焼却工場が操業停止に追い込まれた
- ・住民意識の問題よりも、廃棄物処理に関する当事者たる行政側の基本的な姿勢にこそ問題
- ・住民が家庭の水銀血圧計を産廃処理業者に個別に処理委託するのでは適正処理の保証は無いに等しい
- ・市町村の収集処理の一トで回収し、市町村が産廃として委託処理するルールの確立が急務

#### ④ まとめ 提言

現行の廃棄物処理法には矛盾点が多々あり、全ての問題点の抽出、指摘は無理  
**部分改訂で廃棄物処理の適正化を！**

①一般廃棄物と産業廃棄物の区分の一部を手直しする

②区市町村の一般廃棄物の処理責任を明確化する

③自然災害による廃棄物は、一廃、産廃の区分とは別の区分とする